

パリ日本人学校 いじめ防止基本方針

第1 基本的な考え方

いじめは人権と命の尊厳に関わる重大な問題であり、どのような理由があっても許されません。学校は、子供の立場に立って判断し、早期に発見し、適切に対応することを重視します。犯罪行為にあたる場合は警察と連携し、子供の安全を最優先に守ります。

第2 いじめの定義と理解

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等（学校に在籍する児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「参考条文法第2条第1項及び第3項」

いじめには、悪口や仲間外れ、暴力、金品の強要や隠匿、インターネット上の誹謗中傷などが含まれます。例えば「遊びのふりをして叩く」「LINE グループから外す」「SNS で悪口を書き込む」といった行為もいじめにあたります。判断は「いじめを受けた子供の立場」に立ち、心身の苦痛や周囲の状況を客観的に確認します。

第3 防止の基本的な考え方

いじめは子供の心身を傷つけるだけでなく、加害した子供自身も後悔や罪悪感を抱えます。未然防止には、温かい人間関係を築き、いじめをしない・許さない・立ち向かう子供を育てることが必要です。学校と家庭が一体となり、子供の健やかな成長を見守ります。

第4 具体的な取り組み

(1) 未然防止

学校では授業や生活指導を通じて「互いの人格を尊重する態度」を育てます。道徳の時間や学級会で「いじめを許さないルール」を話し合い、子供自身が主体的に関わる活動を行います。情報モラル教育を通じてネットいじめへの対応力も高めます。

(2) 早期発見

- 学校生活アンケートを各学期に 1 回必ず実施します。必要に応じて臨時アンケートも行います。記入内容は教職員が確認し、いじめ不登校対策委員会に報告します。結果は必要に応じて個別面談につなげます。アンケート用紙は記入の有無にかかわらず 5

年間保存します。

- 個人面談は各学期に全員1回ずつ必ず行い、必要に応じて臨時面談も実施します。面談では「友人関係」「休み時間の過ごし方」「SNSの利用状況」など具体的に聞き取りを行い、子供の小さな変化を見逃さないよう努めます。面談で得た情報は速やかに委員会に報告し、記録は5年間保存します。
- 教職員は日記やノートの記述、休み時間の様子など日常的な観察を通じて子供の変化を把握し、早期発見に努めます。

(3) 未然防止・早期発見のための年間の取り組み

	いじめ対策委員会	未然防止 道徳○ 特活□	早期発見
4 月	いじめ対策委員会	小一年生を迎える会 中生徒総会 全いじめ0宣言 ①よりよい学校生活	教育相談等 特別支援委員会
5 月	いじめ対策委員会	中宿泊体験学習 ①友情・信頼 善悪の判断、自律、自由と責任	特別支援委員会
6 月	いじめ対策委員会	金運動会 ①規則の尊重 ②友情・信頼 中小高SNS講習会	特別支援委員会
7 月	いじめ対策委員会	①正直・誠実	特別支援委員会 学校生活（ふれあい）アンケート
8 月			
9 月	いじめ対策委員会	小秋の遠足 ①親切・思いやり	特別支援委員会
10 月	いじめ対策委員会	全パリ日祭 中生徒総会 ①公正・公平・社会正義 善悪の判断、自律、自由と責任 ②より良い学校生活・集団生活の充実 思いやり・感謝	保護者面談 特別支援委員会 学校生活（ふれあい）アンケート
11 月	いじめ対策委員会 学校評価	②思いやり・感謝 公正、公平、社会正義	保護者面談 特別支援委員会
12 月	いじめ対策委員会	②よりよく生きる喜び	特別支援委員会 学校生活（ふれあい）アンケート
1 月	いじめ対策委員会	①親切・思いやり ②友情・信頼	特別支援委員会
2 月	いじめ対策委員会	全パリ日フォーラム ①正直・誠実 ②よりよく生きる喜び	特別支援委員会 学校生活（ふれあい）アンケート
3 月		③④感謝	

(3) 対処

いじめが確認された場合は、まず被害児童の安全を確保します。その後、いじめ不登校対策委員会で情報を共有し、組織的に対応方針を決定します。加害児童には教育的配慮のもとで指導を行い、再発防止に努めます。必要に応じて警察や児童相談所と連携します。

※ 対応モデル参照

第5 組織体制

校長を委員長とする「いじめ不登校対策委員会」を設置しています。

- 定例会議は毎月1回必ず開催し、いじめ防止や不登校対策、早期発見の取り組みを点検します。
- 臨時会議は、いじめや不登校が疑われる事案が発生した場合に随時開催します。
- 会議録は毎回作成し、5年間保存します。

委員会は学校全体の中核となり、重大事態の調査にも対応します。

第6 家庭の役割

家庭は子供にルールやマナーを教え、規範意識を育てる責任があります。日常の会話で「学校で嫌なことはなかった？」と声をかけ、子供の小さな変化を見逃さないようにしてください。いじめの相談を受けた際には学校へ速やかに連絡し、子供に「あなたの味方だよ」と安心感を与えることが大切です。インターネット利用についても家庭で確認し、トラブルがあれば学校と協力して対応します。もし子供が加害者となった場合には、背景要因に目を向け、学校と連携して指導を行うことが求められます。

第7 いじめが「解消している」状態

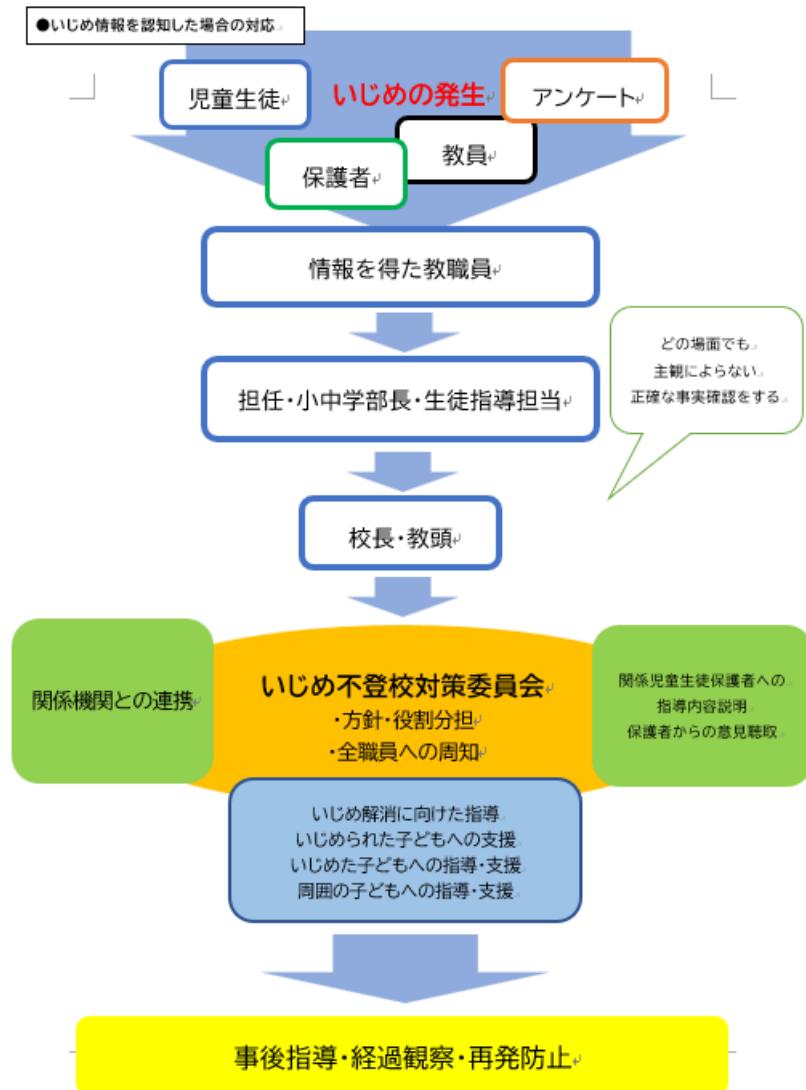
いじめが「解消している」と判断されるためには、行為が止んでいること（目安は3か月以上）と、被害を受けた子供が心身の苦痛を感じていないことが必要です。単なる謝罪だけでは解消とはみなしません。学校と家庭が継続的に見守り、子供が安心して生活できる状態を確認します。

第8 公表と見直し

本方針はホームページ等で公開し、入学時や年度初めに説明します。いじめ不登校対策委員会で定期的に点検し、必要に応じて改善を行い、より実効性の高い取り組みを進めます。

この方針は「未然防止」「早期発見」「迅速対応」を柱に、学校・家庭・社会が一体となって子供を守ることを目的としています。学校生活アンケートや個人面談を通じて子供の声を丁寧に拾い、毎月のいじめ不登校対策委員会で情報を共有しながら、保護者と協力して健やかな成長を支えていきます。

■対応モデル



■相談窓口

・文部大臣メッセージ

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/mext_00003.html

・文部科学省 子どもの SOS 相談窓口

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm

・こころばっと-こころをホッと包む AI チャットボット

<https://cocorobot.me/>

・日本語の通じる医療従事者リスト(パリ近郊)- 在仏日本人会

<https://zaifutsunihonjinkai.fr/informations/liste-des-docteurs/>

